

総務文教委員会記録

[第2日目]

1 日 時	令和7年3月18日（火曜日）
開 会	午前10時01分
休 憩	午前10時03分
再 開	午前10時07分
休 憩	午前10時09分
再 開	午前10時14分
休 憩	午前10時20分
再 開	午前11時41分
休 憩	午後 0時12分
再 開	午後 1時35分
休 憩	午後 1時35分
再 開	午後 2時23分
休 憩	午後 2時53分
再 開	午後 3時21分
閉 会	午後 3時26分

2 場 所	第 1 委 員 会 室
-------	-------------

3 出席委員	8人
委 員 長	松 井 邦 人
副委員長	松 井 桂 将
委 員	金 岡 貴 裕
//	飯 山 勝 彦
//	泉 英 之

委 員	横 野 昭
//	鋪 田 博 紀
//	赤 星 ゆかり

4 欠席委員

1 人

委 員	東 篤
-----	-----

5 説明のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	中村 敏之
事務局次長	高田 まどか
参事（庶務課長）	澤野 重雄
議事調査課長	鳥取 則子
庶務課主幹	中山 崇

【監査委員事務局】

事務局長	杉本 周児
参事（事務局次長）	平井 聖子

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	片山 建
参事（事務局次長）	桜井 光王

【企画管理部】

部長	清水 裕樹
法務指導監	福島 武司
理事（ガラス美術館長）	土田 ルリ子
部次長	大野 満
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	森川 知俊
情報企画監	小倉 康男
参事（婦中ふれあい館長）	小善 誠
企画調整課長	山口 雅之
行政経営課長	山口 敬
文書法務課長	東福 光晴
職員課長	竹内 孝
秘書課長	植野 聡希
広報課長	中田 至彦
情報システム課長	中川 哲也
文化国際課長	水原 秀樹
スマートシティ推進課長	堀 友彰
ガラス美術館次長	開澤 聡
職員研修所長	舩田 恵美
公文書館長	木下 満
富山外国語専門学校事務長	前坪 勝児
富山ガラス造形研究所事務長	石黒 隆司
企画調整課主幹（調整担当）	松本 浩明

【防災危機管理部】

部長	鎌田 泰史
部次長	増山 和弘
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	浅野 丈晴
参事（防災対策担当）	生田 朋道
参事（防災危機管理課長）	小川 徹雄
生活安全交通課長	廣瀬 康之
防災危機管理課主幹（調整担当）	児島 誠
防災危機管理課主幹	経塚 陽子
生活安全交通課主幹	柴野 栄樹

【教育委員会】

事務局長	関谷 雄一
事務局次長（総務・社会教育・学校教育担当）	高橋 洋
図書館長	長 康博
科学博物館長	浦田 純一
民俗民芸村管理センター村長	若木 佳之
参事（学校再編推進課長）	山崎 悟
参事（学校保健課長）	由水 正恵
参事（郷土博物館長）	坂森 幹浩
教育総務課長	青山 哲也
学校施設課長	高瀬 雅基
学校教育課長	河原 弘幸
生涯学習課長	加藤 孝一
教育行政センター所長	横越 純
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
教育センター所長	荒瀬 誠
市民学習センター次長	寺島 優子
教育総務課主幹（調整担当）	船木 寛人

【財務部】

部長	刑部 博規
部次長	石金 俊介
部次長（税務担当）	笠間 信行
参事（資産活用担当）	島崎 幸仁
参事（工事検査課長）	高田 秀昭
参事（資産税課長）	丸本 昌
財政課長	中山 武史
管財課長	高道 伸治
契約課長	本多 寛明
納税課長	瀬川 智行
市民税課長	大島 聡
債権管理対策課長	川崎 隆人
財政課主幹（調整担当）	山本 哲弘

【出納課】

会計管理者	森 俊彦
参事（出納課長）	高橋 祐子

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長	鳥取 則子
議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主査	中村 千里
議事調査課主任	杉林 睦美

7 会議の概要

委員長 総務文教委員会を開きます。
東委員から都合により欠席するとの連絡がありましたので、御報告いたします。
これより、議会事務局所管分に入ります。
議会事務局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

赤星委員 分かっている範囲でいいのですが、直近のインターネットでの本会議中継のアクセス件数などについて教えてください。

議事調査課長 昨年10月の決算審査に係る総務文教分科会でも御説明いたしましたけれども、インターネットでの本会議中継のアクセス件数につきましては、令和5年度は生配信が6,449件、録画配信が5,914件、合計で1万2,363件となっております。また、令和6年度は、今回の3月定例会分を除く2月末現在で、生配信が4,373件、録画配信が6,690件、合計で1万1,063件となっております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務文教委員会議会事務局所管分を終了いたします。

午前10時03分 休憩

~~~~~

午前10時07分 再開

委員長 総務文教委員会監査委員事務局所管分に入ります。  
監査委員事務局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

泉委員 何月だったか忘れましたが、以前開催された各派代表者会議において、議選監査委員を廃止したほうがよいと言う議員さんがおられました。その方々は監査委員についてあまり理解されていないと思うのです。

これだけ多くの部局があるものですから、1年で全所属を監査しているわけではないと私は判断しているのですが、どのくらいの期間をかけて監査するのですか。

監査委員事務局次長 監査につきましては、一応毎年、全部局を回っております。

ただ、全部局の全所属を一遍に監査できるわけではないので、所属単位では概ね3年に一度のペースで監査しています。

泉委員 そういった監査についての周知がないために、1年間で全部局の全所属を監査するのだから、議選監査委員は予算決算委員会に出席するべきではないというような話まで出てくるのです。

これは間違いだと思うので、監査について、監査委員事務局から議員に向けて何かうまく発信していただきたいというお願いです。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会監査委員事務局所管分を終了いたします。

午前10時09分 休憩

~~~~~

午前10時14分 再開

委員長 総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分に入ります。

選挙管理委員会事務局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

泉委員

令和7年4月に富山市長選挙及び富山市議会議員選挙が行われます。

私は市議会議員選挙を2回経験したのですが、私の地元である大山地域のポスター掲示場の1つが2回とも大風によってばらばらになっていました。市民の皆さんにポスターを見てもらうことは非常に大事なことです。

そこで、ポスター掲示場の設置場所で風の強いところや風で壊れて補修したポスター掲示場について、データとして残してあるのか、また、そのような場所は避けるべきだと思うのですが、見解をお伺いします。

選挙管理委員会
事務局次長

過去に大風等の影響でポスター掲示場が倒れた場所については把握しております。ポスター掲示場の設置後、風が強くなったときには業者にその場所まで行っていただき、ポスター掲示場を一時的に倒して、風が落ち着いたら改めて建て直すという作業などを行うよう指示もしているところでございます。

それでも繰り返し吹き飛んで、跡形もないようなところもございまして、そのようなところについては、ポスター掲示場の弁償という形で対応しているケースもございます。

選挙管理委員会
事務局長

実は、昨年10月の選挙のときに、ポスター掲示場が風で用水に流れていってしまったところが1か所ありました。やはり同じようなことがあってはいけないことから、今回は設置場所を変えております。また、風で飛ばされるようなことがあまりにも頻発するところは、設置場所を見直すなどしていくべきだと思っていますので、もし私たちが足りない部分があれば、またお知らせいただき、善処していきたいと思っています。

赤星委員

今、選挙を目前にして、いろいろな文書がポスティングされていると思うのです。例えば、ある議員や候補者の後援会員ではない方のお宅に後援会の討議資料や内部資料などを勝手に入れていかれるのはよ

くないと思うのですけれども、これは一般的に言って問題がないのでしょうか。

選挙管理委員会
事務局次長 その投函が選挙運動として見なされて、それが文書などの頒布という扱いを受けると公職選挙法に触れることになると思うのですけれども、基本的に後援会とは政治団体で、政治活動を行うものであり、ポスティングは原則自由でございます。また、選挙期間前の行為ということで、その内容が政治活動の範疇なのか、それとも選挙運動に当たる行為なのかというところで、大きな線引きがあるものと思っております。

以上が一般的に言われていることです。

赤星委員 ということは、選挙告示前の政治活動であれば自由だということですか。

選挙管理委員会
事務局次長 今現在、富山市長選挙及び富山市議会議員選挙を目前にしまして、立候補される皆様に課せられているといえますか、縛りのある政治活動としては、1つは、昨年10月に皆様にもお伝えしましたとおり、任期満了の半年前に候補者個人もしくは後援会の政治活動用のポスターを掲示することはできなくなっているということでございます。

もう1つは、後援会がいわゆる後援会員に対して寄附をすることは、任期満了の90日前から制限を受けるものでございます。

今のところ、それ以外の政治活動については、何か制限を受けるものではないというのが選挙管理委員会としての認識でございます。今おっしゃったような投函が果たして政治活動なのか選挙運動になるのかについては、個別具体の事案を見ないとなかなか判断がつかないところであります。一般論としては、政治活動の範疇であれば基本的には自由で、要は、許されるものであるという認識になってくると考えております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

午前 10 時 20 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 41 分 再開

委員長

総務文教委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。

議案第 21 号 富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 22 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件、

議案第 23 号 富山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 24 号 富山市恩給条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 25 号 富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 26 号 富山市立富山外国語専門学校条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 74 号 富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 76 号 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、

議案第 77 号 富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、

以上 9 件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

行政経営課長

〔議案第 21 号について、  
議案概要書により説明〕

文書法務課長

〔議案第 22 号について、  
議案第 23 号について、  
議案概要書により説明〕

職員課長

〔議案第 24 号について、

議案第 2 5 号について、  
議案第 7 4 号について、  
議案第 7 6 号について、  
議案第 7 7 号について、  
議案概要書により説明]

富山外国語専門 〔議案第 2 6 号について、  
学校事務長 議案概要書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

泉委員 議案第 2 1 号について、こども家庭部の事務分掌であつた少子化対策に関する事項を企画管理部に移管し、なおかつ人口減少対策に関する事項を企画管理部の事務分掌に追加することですが、どのような意図があるのか説明いただけますか。

企画管理部長 条例の所管部局であると同時に、今回の事務分掌の移管の当事者が企画管理部ですので、私からお答えさせていただきたいと思います。  
平成 2 9 年度にこども家庭部ができたときに、少子化対策に関する事項をこども家庭部の事務分掌として追加し、条例を改正しております。  
実際には、それまでは企画管理部の事務分掌のうち市行政の総合的企画及び調整に関する事項の中に含まれていたものと私は思っております。  
平成 2 9 年度以降、これまでこども家庭部の事務分掌に少子化対策に関する事項があり、子育て支援を中心に政策を考えておりましたが、部局横断的な少子化対策にまでは至っておりませんでした。  
今回、企画管理部で第 3 次富山市総合計画の策定に向けて議論を進めていきたいと考えたときに、人口減少対策と少子化対策はやはり併せて議論していく必要があろうと思ったものですから、少子化対策に関する事項は企画管理部が主導すべきであろうと判断したところでございます。  
先ほども申しましたように、企画管理部には市行政

の総合的企画及び調整に関する事項という事務分掌があり、その中に含まれるものと考えておりましたが、現在本市が直面している一番大きな課題だということもあって、今回新たに人口減少対策及び少子化対策に関する事項を事務分掌として条例に規定させていただきたいと考えている次第です。

泉委員 分かりやすい説明をありがとうございます。  
小学校がなくなるとか、いろいろな交通の便が悪いなど、やっぱり市全体で考えていかなければ解決できないと思うので、ぜひよろしくお願いいたします。

飯山委員 富山市立富山外国語専門学校条例の一部を改正する条例制定の件について、聴講生制度を導入することですが、1科目1期で授業は何回ぐらい受けられるのでしょうか。

富山外国語  
専門学校事務長 今のところ20回程度を想定しております。

飯山委員 1期6,810円で20回受けられると。分かりました。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第21号から議案第26号まで、議案第74号、議案第76号、議案第77号、以上9件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第21号から議案第26号まで、議案第74号、議案第76号、議案第77号、以上9件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、  
第3期まち・ひと・しごと総合戦略について、  
令和7年4月行政組織の一部改正について、  
以上2件を一括して、順次、当局の説明を求めます。

企画調整課長 〔第3期まち・ひと・しごと総合戦略について、  
委員会資料により説明〕

行政経営課長 〔令和7年4月行政組織の一部改正について、  
議案説明資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

泉委員 来年、再来年で策定される第3次富山市総合計画について、恐らく人口減少に対する改善計画などが中心になろうとは思いますが、合併してから現在までの間に、人口が山田地域、細入地域は約50%減、大山地域は30%減、八尾地域は20%から25%減となっています。また、婦中地域は微増、旧富山市と大沢野地域は微減となっています。  
私が議員になってからの8年間、こういった中山間地域や旧富山市の海岸部などの居住対策に係る大きな予算は計上されておらず、例えば中心部にマンションを建てたときに1戸につき50万円を補助するなど、中心部の団子の部分に注力するような事業が多かったのです。確かに中心部の団子はきれいに大

きくなったのかかもしれませんが、旧町村の団子の部分は、残念ながらしぼんで、凹んでいるところがあります。

したがって、この第3次総合計画を策定する中で、いろいろなワークショップを開催したり、有識者を招致したりして判断されると思うのですが、企画管理部長に方向性だけでもお伺いしたいのです。森前市長のコンパクトシティ政策により富山市の財政の健全化が進み、ニューヨーク・タイムズにも取り上げられる非常に明るいまちで、私たち市民としては誇り高いところなのですけれども、しぼんできた郊外の部分をどう支えていくのか、どのような予算配分で均衡ある富山市の発展ができるのか、ちょっと御意見をお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

企画管理部長 総合計画の方向性については、今ここで私が申し上げることではないと思っております。

ただ、私も旧大沢野町に生まれ育って、今でも住んでおりますので、郊外部の状況は肌で感じており、今、泉委員がおっしゃったようなことは分かります。藤井市長が、コンパクトシティ政策だけでなくスマートシティ政策を融合させて、郊外部、海岸部、中山間地域の方の暮らしの利便性を向上させていきたいとおっしゃっていることは、ふだん私も耳にしておりますし、頭に置いておりますので、方向性としては中心部だけに注力するものではないのではないかと私は感じております。

ただ、具体的に団子をどうするのかという部分については、来年度、都市マスタープランをつくる中で総合計画の策定より先に方向性が決まってってしまうものですから、正直、私は申し上げる立場にはございませんが、そのような声を活力都市創造部に届けていただければどうかなという思いもあります。実は10年前の第2次総合計画の策定に私も携わっていましたが、委員がおっしゃいます方向性はそのときとは少し違うのかと思っております。

現時点で言えるのはそれぐらいだと思いますので、

よろしくお願いいたします。

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
                  以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。

午後   0 時 1 2 分   休憩  
~~~~~  
午後 1 時 3 5 分 再開

委員長 総務文教委員会防災危機管理部所管分に入ります。
 防災危機管理部所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
 以上で、総務文教委員会防災危機管理部所管分を終了いたします。

午後 1 時 3 5 分 休憩
~~~~~  
午後   2 時 2 3 分   再開

委員長           総務文教委員会教育委員会所管分に入ります。  
                  初めに、当委員会に付託されました、  
                  令和 7 年分陳情第 5 号－1   学校・園における新型コロナウイルス感染症対策の強化・常設化に関する陳情  
                  を議題といたします。  
                  陳情文書表はお手元に配付のとおりであります。  
                  まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局           〔陳情文を朗読〕

委員長           次に、本陳情について当局の見解を求めます。

それでは初めに、事項1の学校・園内の小児・児童・生徒のマスク着用を推奨、教職員のマスク着用を義務化することにつきまして、教育委員会の見解を申し上げます。

市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の五類感染症への移行を踏まえた国—これは文部科学省になります—の学校に関する新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルや、富山大学や医師会の小児科医等で構成する富山市立学校感染症等対策検討会議の医学的知見に基づく提言を受けて、感染が大きく拡大している場合等を除き、学校教育活動においてはマスクの着用を求めないこととしているため、園児及び児童・生徒にマスクの着用を推奨することは考えておりません。

なお、陳情要旨にあるような誤った解釈による運用に関して申し上げますと、市教育委員会では、手指衛生や教室の換気などの基本的な感染症対策について適切に対応するよう指導するとともに、基礎疾患があるなど様々な事情によりマスクを着用する児童・生徒に対して、マスクを取ることを強要しないように、各学校や園に周知徹底を図っているところであります。

また、教職員のマスク着用につきましても、同様の理由から義務づけは考えておらず、マスクの無償配布についても考えていないところであります。

次に、事項2の空気清浄機の設置及び維持管理を徹底することについて見解を申し上げます。

先ほど申し上げました国のマニュアルでは、定期的に窓を開けるなどの換気を行うことが重要な感染症対策になるとされており、空気清浄機などについては補完的な措置と位置づけられております。

このことから市教育委員会としましては、各学校・園において定期的な換気に努めるよう周知を図っているところであり、小・中学校、幼稚園の各教室及び共有スペースに空気清浄機を一律に導入することは考えておりません。

最後に、事項3の定期的な換気の実施及び服装規定を見直すことについての見解を申し上げます。

学校や園においては、国のマニュアルに基づき、時々の感染状況に応じて、換気も含めた感染症対策を必要に応じて講じているところであります。

また、学校薬剤師による教室内の空気環境の検査を行うことで、適切な換気が実施されているのか確認を行ってきたところであり、引き続き学校薬剤師と連携を図りながら、適切な空気環境の保持に努めてまいりたいと考えております。

次に、服装規定の柔軟な見直しについてですが、服装規定は、一般的には各学校の校則の中の1つの項目として定めております。

冬季の換気に伴う寒冷対策については、国のマニュアルに基づき、換気に伴う室温低下により健康被害が生じないように、温かい服装を心がけることなどについて各学校・園に対し周知しており、各学校の校則に関わらず柔軟に対応しているところでございます。

委員長

それでは、本陳情についての御意見またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

鋪田委員

今ほど次長から御説明があったとおり、富山市立学校感染症等対策検討会議では、マスクを含めた感染対策について、二十数回にわたり、各家庭にも直接周知をされてきたと理解しています。

私自身も、総合学習のゲストティーチャーやスポーツ指導で日常的に学校へ行っておりますが、少なくともマスクを外すよう強制することや、あるいは逆の意味でマスクを着用するよう強制することもありますので、この事項については採択する必要がないのではないかと。

それから、空気清浄機等々の項目についても、先ほど申しましたとおり、検討会議でこれまでしっかりと話し合われ、当然、管理する側の学校や保護者も含めて共有されているのではないかとということで、この事項についても採択する必要がないのではないかと考えます。

そういう意味では、事項3も同じ理由で、今回、採

択する必要はないのではないかと思っています。  
当然のことながら、換気に伴う室温低下についても  
いろいろな誤解が生じているのであれば、各学校  
で周知すればいいという程度だと思いますので、今  
回この陳情については採択すべきではないという意  
見でございます。

委員長           ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審  
査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和7年分陳情第5号－1の討論に入  
ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
これより、令和7年分陳情第5号－1を挙手により  
採決いたします。  
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求め  
ます。

〔賛成者なし〕

委員長           挙手なしであります。  
よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。  
以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終  
了いたします。  
次に、  
令和7年度学校給食費について、

富山市子ども読書活動推進計画（第五次）の策定について、  
以上2件を一括して、順次、当局の説明を求めます。

学校保健課長 「令和7年度学校給食費について、  
委員会資料により説明」

図書館長 「富山市子ども読書活動推進計画（第五次）の策定について、  
委員会資料により説明」

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

泉委員 委員会資料1ページの令和7年度学校給食費について、国の交付金を活用する以前の総額は分かりますでしょうか。

学校保健課長 令和7年度についてでしょうか。

泉委員 令和7年度です。

学校保健課長 単純計算という形になりますけれども、小学校、中学校、幼稚園のそれぞれの年額に児童・生徒、園児の人数を掛けますと、18億3,755万7,500円が総額になります。

泉委員 分かりました。ありがとうございます。

鋪田委員 委員会資料2ページから4ページの富山市子ども読書活動推進計画（第五次）の策定について、委員会資料4ページを見ますと、家庭、学校、地域、図書館と書いてある中で、ここには直接記載がないのですが、学校の図書環境の充実は非常に大事なことであります。  
学校での学びや図書館での読書の習慣づけ、また、総合学習などでいろいろな調べ物をするときに図書館をよく使っていますが、そのような学校と図書館との連動について、何か具体的な施策として、もう

少し細かいところまで落とし込んでおられますか。

図書館長 学校と図書館との連携でございますけれども、図書館では自動車文庫による学校への定期巡回や、小学2年生を最寄りの図書館に招いて図書館の利用の仕方やいろいろな楽しさを体験してもらう学級招待という取組を行っています。また、図書館司書が学校を訪問して、小学1年生を対象に本の話や本の紹介などを行っています。

また、中学生に対しては、「社会に学ぶ14歳の挑戦」の受入れを図書館で行っており、様々な業務を体験してもらうほか、本の魅力などに触れていただいております。

さらに、各学校から児童・生徒が図書館に見学に来ておられまして、本の楽しさを理解してもらうプログラムなども行っております。

学校教育課長 ただいまの説明の補足となりますが、小学校57校、中学校4校、合計61校が市立図書館等を活用して学習を進めているという調査結果があります。

鋪田委員 図書館と学校の両面からのアプローチが必要になってくると思いますので、その点も実際の授業や学びを深める活動の中でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

赤星委員 今、自動車文庫で学校を訪問するというお話がありましたけれども、自動車文庫の車が古いと前にお聞きしました。

車を買換えて、子どもたちのわくわく感が生まれるようなペイントをすることは検討されていないのでしょうか。

図書館長 車は購入してから10年以上もたって、大分古くなっているのですが、まだ使える状況でございます。故障などが目立つようになり、買換えが必要となった時期には、ぜひ検討してまいりたいと思っております。

赤星委員           そうしましたら、買換え前に、子どもたちに自由にペイントしてもらうことも考えられるのではないのでしょうか。

図書館長           今のところ予定はございませんが、要望として承っておきたいと思います。

赤星委員           すみません、学校給食費の話に戻って恐縮ですが、委員会資料１ページ（１）の改定理由の中に１食当たりの主食代が約１４％、８円上昇していると書かれていますが、パンや麺、おコメはそれぞれ幾ら上昇しているのでしょうか。

学校保健課長       今おっしゃったような種類ごとではなく、御飯やパン、麺なども含めて、総トータルで計算して上昇率を出しております。

赤星委員           現在、パンや麺には輸入小麦を使っておられますけれども、おコメのほうが値段が上昇しているのか、それとも輸入小麦のほうが高いのでしょうか。

学校保健課長       どこまでお答えできるのか分からないのですが、一例として申し上げます。  
令和５年度と令和６年度の価格を申し上げますと、パン８０グラムが令和５年度は５１．１８円だったものが、令和６年度は５４．７８円と３．６円上昇しました。  
御飯につきましては、炊飯後の１１０グラムの価格なのですが、令和５年度は６７．５７円だったものが、令和６年度は７２．１０円と４．５３円上昇しました。  
令和５年度から令和６年度への上昇率はパンが１０７％、御飯が１０６％になりますので、差がないのではないかと考えられます。

委員長           ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

- 委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、教育委員会所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。
- 赤星委員            埋蔵文化財センター所長にお伺いしたいと思いますけれども、先日、一般質問に先立ちまして、埋蔵文化財センターに保存されている、城址公園から発掘された富山大空襲の焼夷弾の尾翼の部分と焼夷弾本体の破片、合わせて4点を見せていただきました。実物を見て、このようなものが何十万発も降り注いだのだと想像すると、言葉を失うような感覚に襲われました。また、大変貴重なものですから、いずれ常設展示の施設ができて、大切に保存していただきたいと思っています。  
けれども、保存処理がされていないため、尾翼などはさびもあって、もし触ったら、ぼろっと崩れるのではないかとおっしゃっていました。長岡戦災資料館にあるものは、きちんと保存処理がされていると学芸員さんからお聞きしました。  
これはぜひ予算要求していただいて、保存処理をして、大切に保存していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。
- 埋蔵文化財センター所長            埋蔵文化財センターにおきましては展示施設がないことから、今の時点では難しいと思っております。ただ、焼夷弾につきましては、これまでも富山市民感謝と誓いのつどいや郷土博物館の企画展で展示してきたので、できればそのような方向で協力していきたいとは思っておりますが、常設展示をするまでに至っておりませんので、今のところ、保存処理の予定はありません。
- 赤星委員            保存処理をする場合、費用はどれぐらいかかるのですか。
- 埋蔵文化財センター所長            それにつきましては専門的な作業になるものですから、保存処理をされる業者等にお聞きしないと、現状で幾らかかるのかは分からないところでございま

す。

赤星委員      ぜひ見積りを取って予算要求をして、ちゃんと保存処理をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

埋蔵文化財センター所長      業者からの情報収集等も含めて、検討したいと思います。

赤星委員      ぜひ検討してください。  
城址公園から江戸時代のを発掘しているときに掘り出した瓦礫が旧音川中学校に大量に保管されているということもお聞きしたのですけれども、それについては今後何かする予定はないのでしょうか。

埋蔵文化財センター所長      戦災瓦礫等については、実際に現場を掘りますと、当時片づけたれんがや部材といったものが出てきて、その中に当時使っていた食器等が混ざっていることもあります。  
その出土品を江戸時代のものと一緒に整理していき、一部分かったものについては、報告書等に記載しておりますけれども、明治以降のものにつきましては、戦災のときの遺物もありますし、明治の大火などのときのものもあり、幾つも混ざっていることから、今のところ件数を把握するという状況には至っていません。

赤星委員      今年は戦後80年の年でもあります。  
富山市は収集した資料が少なくて常設展示をするまでに至っていないということもありますので、ぜひそれらを分類できるような議論や予算要求を行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

埋蔵文化財センター所長      富山城下町を掘ったときに出た江戸時代のものについては整理をしておりますが、江戸時代以降のものについては今のところ整理する予定はございません。

赤星委員      予定していないのであれば、検討してください。お

願います。

委員長 それは要望ですね。

赤星委員 はい。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会教育委員会所管分を終了いたします。

午後 2 時 5 3 分 休憩

~~~~~

午後 3 時 2 1 分 再開

委員長 総務文教委員会財務部及び出納課所管分に入ります。
まず、
富山市市税条例の一部改正（案）について（専決処分予定）、
当局の報告を求めます。

納税課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、財務部及び出納課所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、総務文教委員会財務部及び出納課所管分を終了いたします。
財務部及び出納課の皆さんは御退席願います。

〔財務部・出納課退室〕

委員長 これで、３月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。
次に、本委員会の所管事務調査事項の変更についてお諮りいたします。
本委員会の所管事務調査事項については、令和４年３月２４日の本委員会において決定しておりますが、去る３月１２日に議決した委員会条例の改正により、本委員会は、令和７年４月１日から新たに環境部を所管に加え、防災危機管理部の所管が本委員会から建設委員会に、また、教育委員会の所管が本委員会から現在の経済環境委員会に当たる経済教育委員会に変更されます。さらに、本委員会の名称は総務環境委員会へと変更されることとなりました。
このことに伴い、令和７年４月１日以降の本委員会の所管事務調査事項については、お手元に配付してあります資料のとおり、（９）危機管理及び防災について、（１０）交通安全及び防犯について、（１２）教育行政の推進についてを削除し、（９）環境施策及び環境衛生・環境保全について、（１０）廃棄物処理及び清掃についてを追加したいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
それでは、そのように決定いたします。
ここで、閉会中の継続調査の変更についてもお諮りいたします。
令和７年４月１日より、現在の本委員会の継続調査事項のうち、防災危機管理部所管分については建設委員会に、教育委員会所管分については経済教育委

員会に引き継ぐこととし、また、現在の本委員会の継続調査事項及び経済環境委員会の継続調査事項のうち、環境部所管分については総務環境委員会が引き継ぐこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

それでは、そのように決定いたします。

なお、環境部所管分については、変更元の経済環境委員会からも、4月1日以降、総務環境委員会へ引き継ぐ旨の継続調査の変更の申出書が提出されますので、御承知おき願います。

これをもって、令和7年3月定例会の総務文教委員会を閉会いたします。

令和 7 年 3 月定例会
総務文教委員会記録署名

委 員 長 松 井 邦 人

署名委員 泉 英 之

署名委員 鋪 田 博 紀